

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、福山市から、備後圏都市計画ごみ焼却場七一号箕沖清掃工場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市局都市政課において縦覧に供する。

平成二十二年四月二十一日

広島県知事 湯崎英彦